

# 瀬戸市農業委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和7年3月24日(月) 午後2時から午後3時  
2 開催場所 瀬戸市役所大会議室  
3 出席委員

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	伊藤 憲昭		1番	磯村 幸成	
2番	井上 俊英		2番	江尻 雅之	
3番	小澤 早由里	欠	3番	大澤 憲男	
4番	加藤 卓夫		4番	加藤 晴次	
5番	作石 正太郎		5番	藤田 茂夫	
6番	高島 八十三		6番	前田 晴美	
7番	武田 晴光		7番	松原 清	欠
8番	長江 和春		8番	山田 泰司	
9番	中村 征実				
10番	藤井 義廣				
11番	矢野 洋三				
12番	横道 厚子	欠			

(出席 17 欠席 3 )

## 4 議事日程

第15号議案	農地法第3条の規定による許可申請について	1	件
第16号議案	農地法第3条の規定による許可申請について	1	件
第17号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1	件
第18号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1	件
第19号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1	件
第20号議案	農用地利用集積計画の変更について	5	件
第21号議案	「令和7年度最適化活動の目標の設定等」について	1	件
報告第10号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について	1	件
報告第11号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について	10	件
報告第12号	現況証明願出書について	1	件

議長

ただ今より瀬戸市農業委員会3月定例会を開会いたします。

本日の議題は、配布してあります議案書のとおりでございます。

なお、農業委員の3番 小澤 早由里（おざわ さゆり）委員、12番の横道 厚子（よこみち あつこ）委員、推進委員の7番 松原 清（まつばら きよし）委員 より、欠席の連絡が入っております。

議長

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。慣例により議長が指名することになっておりますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声、多数あり）

議長

ご異議なしと認めます。よって、本日の議事録署名委員は、  
9番 中村 征実（なかむら まさみ）委員、

11番 矢野 洋三（やの ようぞう）委員を指名いたします。

**（第15号議案）**

議長

では、これより議事に入ります。「第15号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記・現況地目ともに畑の1筆で面積は670㎡、今後は畑として利用予定です。当該農地は、特に耕作予定がなく管理に苦慮していた渡人と、規模拡大を希望していた受人とで話がまとまり、本申請に至りました。受人は、瀬戸市内において合計約1,100㎡の農地を耕作しており、通作条件等も問題ありません。担当委員さんからも適当とのご報告をいただいております。以上の点から、農地を取得するための要件を満たし、許可できるものと考えます。第15号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第15号議案について、ご質疑はござい

せんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第15号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第15号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第16号議案)

議長 続きまして、第16号議案ですが、取り下げとなりました。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 本件については、申請内容について確認をする必要が生じたため、申請代理人から取り下げ申請が提出されました。以上です。

(第17号議案)

議長 続きまして「第17号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記地目、現況地目共に田の1筆で、面積は858㎡、目的は

資材置場です。立地基準は、市街化区域相当の区域から500m以内にある10ha未満の農地で、いわゆる「市街地近傍小集団農地」であるため、第2種農地に該当します。

申請地の周辺は北が太陽光発電施設、東が水路、西が道路、南が畑です。

近隣農地への防除については、北、東、南に新設コンクリートブロックを設置するため、近隣農地への支障はありません。

排水は、雨水のみで、南東に最終柵を設置し東側用悪水路に排水します。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。第17号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第17号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第17号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第17号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第18号議案)

議長 続きます「第18号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 本件は1月議案で上程されましたが、計画の変更が見込まれるため保留となりその後取り下げがあった案件です。今般計画が整ったため再申請となりました。

申請地は、登記地目、現況地目共に田の1筆で、面積は846㎡、目的は太陽光発電設備の設置です。立地基準は、市街化区域相当の区域から500m以内にある10ha未満の農地で、いわゆる「市街地近傍小集団農地」であるため、第2種農地に該当します。

申請地の周辺は北、西、南が田、東が水路で、北の田が高く、南の田が低い段違いの田になっています。

申請地は中央を瀬戸市所有の井溝が横断し、北側と南側に分断されているため、この井溝の下を通す形で配管をして上下のパネルをつなぎます。なお、維持管理課に占用許可を申請予定です。近隣農地への防除については、北側と南側それぞれの周辺にフェンスを設置して土砂等の流出を防止します。排水は雨水のみで、敷地内自然浸透します。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。第18号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第18号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

藤井委員 市の側溝の下に管を通すということですが、平面図しかありません。図面はないのでしょうか。

事務局 占有申請の関係となり、維持管理課からは許可見込みありと伺っています。今までの申請と同様、許可見込みをもって、農地転用の処理を進めております。占有申請については維持管理課で対応させていただきます。

藤井委員 維持管理課に申請中なら図面があると思うので、その図面を添付することはできませんか。第三者のやり取りだけを信じて議案を通すか判断するのは難しいと思います。

事務局 現状は維持管理課と協議中で、申請はなされておられませんので図面はありません。農業委員会としては、立地基準と一般基準の審査を行うこととなります。また、作石委員を含め、地元の協議がなされていると伺っておりますので、作石委員、補足があれば説明をお願いします。

作石委員 申請地の水路は、砂が入るので、年に2回ほど砂出しをします。その作業スペースとして、フェンスから水路を50cm以上離してもらうことになりました。

事務局 ありがとうございます。構造的・専門的なところは、維持管理課に任せいただければと思います。また、もちろん維持管理課の許可見込みがなくなれば、農地転用も許可ができない、ということになりますのでご理解いただければと思います。

議長 追加で配布した断面図をみていただけるとわかるように、フェンスから水路に50cm以上のスペースを設けてもらっており、地元の方も納得いただいているということなので、皆様いかがでしょうか。配管を通すところの具体的な図面はありませんが、このように地元の要望を聞いてもらって、地元の方も納得いただいているということでご理解いただければと思います。

では採決に進みます。第18号議案を原案のとおり承認することに賛成さ

れる方は挙手をお願いします。

(挙手多数あり)

議長 挙手多数と認めます。よって、第18号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第19号議案)

議長 続きます「第19号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。では事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記・現況地目ともに田の1筆で、農地の面積は1,090㎡です。一体利用地を含めた全体面積は、2,331㎡で、目的は資材置場の設置です。

立地基準は、市街地近傍小集団農地のため、第2種農地に該当します。

申請地は、北が山林、西が道路、南が河川、東が遊休農地です。

南と東に小堤を設置するため、近隣農地への影響は支障ありません。

排水は、南に沈砂池を設置し、さらに南の川へ排水されます。

なお、本件は土地利用調整条例で協議済みです。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。第19号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第19号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございま

せんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。  
第19号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第19号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第20号議案)

議長 続きまして、「第20号議案 農用地利用集積計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 本件は、農地の利用権を設定するため、貸し手および借り手の双方から農用地利用集積計画が瀬戸市長宛に提出されたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律により瀬戸市長から本農業委員会に協議の申し出があったものです。

番号1、4、5については契約満了に伴う契約の更新です。番号2、3については新規の契約ですが、受人は同一で、認定新規就農者です。地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、農用地利用集積計画の変更につきましては、耕作放棄地予防の観点からも承認できるものと考えられます。なお、公益財団法人愛知県農業振興基金を通じ貸付けることとするもので、面積等は記載のとおりです。

第20号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第20号議案について、ご質疑はございま

せんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第20号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第20号議案は原案のとおり承認することに決しました。

**(第21号議案)**

議長 続きまして「第21号議案 「令和7年度最適化活動の目標の設定等」について」を議題といたします。では事務局の説明をお願いいたします。

事務局 こちらは、「令和4年2月2日付農林水産省経営局長通知、農業委員会による最適化活動の推進等について」第1の2に、農業委員会は、毎年度、3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し、4月末までに公表しなければならないとされており、承認をいただきましたらインターネットにより公表するものになります。では、概要をご説明いたします。

まず、ローマ数字Ⅰ「農業委員会の状況」については、現在の農業委員会の体制や各種調査の数値が入っておりますので、お目通しいただければと思います。続いて裏面のローマ数字Ⅱ「最適化活動の目標」をご覧ください。

まず1「最適化活動の成果目標」についてです。(1)の農地の集積については、本市は15%を目標とし、集積を進めていきたいと考えております。次に(2)遊休農地の解消についてです。昨年実施していただいた利用状況調査において、27.2haの農地が遊休農地と判定されています。少しでも0に近づけることができるよう、今後も最適化活動の実施にご協力ください。次に(3)新規就農の促進についてです。今年度は11名、新規就農がありました。また、JAが中心となっていて行っている農業塾は希望者が定員を上回っている状況で、就農希望者は一定数存在しています。しかし、希望に合う広さや条件の農地がないことも多いため、離農希望や貸付希望の農地の情報提供等、引き続きご協力ください。続いて2「最適化活動の活動目標」は、今年度と同じくひと月あたり7日を目標としますので、その目標を上回る8日の活動を目安に、最適化活動をお願いします。その他はお目通しいただければと思います。以上、「令和7年度最適化活動の目標の設定等」の概要説明となります。

第21号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第21号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第21号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長           ご異議なしと認めます。よって、第21号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(報告事項)

議長           続きますして報告事項に移ります。一括して事務局から説明をお願いします。

事務局       報告第10号、11号 農地法第4条第1項第7号の届出については1件、農地法第5条第1項第6号の届出については10件ありました。面積等は記載のとおりです。

                報告第12号 現況証明願出書については1件ありました。詳細は記載のとおりです。

                報告事項につきましては以上です。

議長           事務局の説明は終わりました。報告事項について、ご質疑等はございませんか。

(質疑なし)

議長           特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長           本日付議されました案件は全て議了いたしました。  
                これにて、瀬戸市農業委員会3月定例会を閉会いたします。  
                ありがとうございました。